

米国における第2のインバージョンの波

本田 光 宏

1. はじめに
2. 第2のインバージョンの波
 - (1) 2004年のインバージョン対策税制
 - (2) 第2のインバージョンの波の背景
3. 新たなインバージョン対策
 - (1) インバージョン取引についての規則
 - (2) インバージョン後の租税回避の防止措置
4. 国際課税制度の改革
 - (1) 国際課税制度の改正案
 - (2) 資本参加免税の提案
 - (3) オバマ大統領の提案
5. 考察
 - (1) 新たなインバージョン対策について
 - (2) 我が国への示唆等
6. おわりに

1. はじめに

1990年代後半から2000年代に、米国企業が税負担の軽減を目的として海外へ移転したのに続いて、近年、著名な米国企業が外国企業との合併等によって外国企業の子会社となるクロスボーダーの組織再編が活発に行われている。これに対して、本年9月22日、財務省は、規則（Regulations）の制定により、このようなコーポレート・インバージョンを抑制する方針を示した¹⁾。

米国の国際課税制度の改革については、現在、上院財政委員会及び下院歳入委員会からの提案、そして、オバマ大統領による改正案が提案されている。特に、2015年予算教書²⁾ではインバージョン対策に関する具体的な提案が行われているため、どのようなインバージョン対策が講じられるかが注目されてきた

論説 (本田)

ところである。

今回公表されたインバージョン対策は、

- ・ 内国歳入法 7874 条(b)の規定するインバージョン取引の 80% テストの適用の厳格化
- ・ インバージョン後の海外子会社 (CFC) の留保所得に係る租税回避防止規定のループホールの除去

という 2 点にフォーカスして財務省規則で定めることとされ、今後の更なる対応の可能性も示唆されている。

2014 年だけでも、インバージョンの計画や実施が話題となったのは、Pfizer、Medtronic、Walgreen、AbbVie、Burger King といった著名な企業である³⁾。これらの企業が、外国企業との合併等によって、外国企業の子会社となるコーポレート・インバージョンが、メディアを賑わしてきたところであり、1990 年代後半から 2000 年代に活発に行われた米国企業のインバージョンに続いて、「第 2 のインバージョンの波」と呼ばれている⁴⁾。

この活発なインバージョンの背景としては、米国法人税率が 35% と世界的にも突出して高いことに加えて、今や OECD 加盟国の中でも数少ない全世界所得課税の採用国であり、企業の国際競争力の観点からは不利な状況にあると

- 1) 米国財務省 : Treasury Announces First Steps to Reduce Tax Benefits of Corporate Inversions (<http://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/jl2647.aspx>)、Fact Sheet: Treasury Actions to Rein in Corporate Tax Inversions (9/22/2014) (<http://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/jl2645.aspx>)、Notice 2014-52: Rules Regarding Inversions and Related Transactions. 2014-42 IRB 712. IRS ウェブサイト参照。
- 2) Fiscal Year 2015 Budget of the U. S. Government. General Explanations of the Administration's Fiscal Year 2015 Revenue Proposals, Department of the Treasury.
- 3) 近年の著名な米国企業のインバージョンの動向については、吉村政穂「海外論文紹介：合併する米国企業は税軽減のために欧州の本社を選択する」租税研究 2014 年 8 月、Mindy Herzfeld, *Trends in 2014 Inversion Activity*, 2014 TNT 149-2 に詳しい。
- 4) Donald Marples, Jane Gravelle, *Corporate Expatriation, Inversions, and Mergers: Tax Issues*, Congressional Research Service, R43568 (Sep. 3, 2014) .

のビジネス界の不満や⁵⁾、国際課税を中心とした抜本的な法人税改革が、議会のねじれ現象により停滞していること等が理由として指摘されている⁶⁾。

このような状況を踏まえて、議会、政府、そして租税法学者⁷⁾からも、米国の課税ベースの浸食防止という観点から、早急にインバージョン対策を講じるべきとのメッセージが寄せられてきた。

本年7月15日には、Lew財務長官は、議会の関係者に対して書簡を送り、最近のコーポレート・インバージョンには著名な米国企業の多くが関係し、多様な業種に渡っていること等から、米国の課税ベースに深刻な影響を与えているという懸念を表明している。そして、米国には「新たな経済的愛国心 (a new sense of economic patriotism)」が求められているとして、議会での迅速な対応を求めている⁸⁾。

また、7月22日に、上院財政委員会は税制改革に関する公聴会を開催し⁹⁾、

-
- 5) 現在の米国の国際課税制度の下では、海外子会社の所得は課税繰延べとなっており、実際には全世界所得課税ではなく、準領土主義課税 (quasi-territorial) となっていることを指摘して、米国企業の国際競争力を妨げる要因とはなっていないとの見解もある。Edward D. Kleinbard, *Stateless Income*, 11 Fla. Tax Rev. 699 (2011); *The Lessons of Stateless Income*, 65 Tax Law Rev. 99 (2011), J. Clifton Fleming Jr., Robert J. Peroni & Stephen E. Shay, *Worse Than Exemption*, 59 Emory L.J. 79 (2009).
- 6) フェルドシュタイン ハーバード大学教授「米法人税の改革が必要」日本経済新聞、平成26年9月8日。
- 7) Stephen Shay, *Mr. Secretary, Take the Tax Juice Out of Corporate Expatriations*, 144 Tax Notes 473 (July 28, 2014)、Edward D. Kleinbard, "*Competitiveness*" has nothing to do with it, 144 Tax Notes 1055 (Sep.1, 2014)、Kimberly Clausing, *CORPORATE INVERSIONS*, Urban-Brookling Tax Policy Center, Aug. 20, 2014.
- 8) 書簡では、Lew財務長官は、議会でのインバージョン対策立法措置を2014年5月に遡って適用することを求めている。なお、この時期は、Pfizer社が英国のAstraZeneca社との合併計画を公表した時期と重なっている。
- 9) U. S. Senate Finance Committee's Hearing "The U. S. Tax Code: Love It, Leave It or Reform It!" (<http://www.finance.senate.gov/hearings/hearing/?id=5a23092e-5056-a032-5264-b5147118d6be>).

論説（本田）

Wyden 委員長（D-Ore.）は、インバージョン対策を早急に講じることの必要性を強調している。公聴会で意見陳述を行った財務省の Stack 次官補（Deputy Assistant Secretary）は、過去10年間に47の米国企業がインバージョンにより海外移転しており、以前に比較して大幅に増加しているという議会調査局（CRS）のデータを引用して、早急なインバージョン対策の必要性を強調している。

1990年代後半から2000年代の最初のインバージョンの波に対しては、米国では2004年にインバージョン対策税制¹⁰⁾を成立させて、その後、財務省規則でも順次、強化が図られてきたところである。

本稿では、その後約10年を経て、第2のインバージョンの波が押し寄せている背景を探るとともに、今回のインバージョン対策の内容と米国の国際課税改革の議論について考察し、我が国への示唆等についても検討することとした。

2. 第2のインバージョンの波

(1) 2004年のインバージョン対策税制

インバージョン対策税制の中心である内国歳入法7874条は2種類のルールを設けている。

一つは、インバージョン後の企業は、以下に該当する場合には「米国法人」と見なされるものである（80%テスト¹¹⁾）。

- ・ 米国企業が、新たな外国親法人の子会社となること又はその資産等の大部分をその外国親法人に移転すること
- ・ 米国企業の旧株主が、インバージョン後の新たな外国親法人の株式（議決権又は価額）の80%以上を保有すること

10) American Jobs Creation Act of 2004 (JOBS ACT, P. L. 108-357). 内国歳入法7874条、4985条、6083A条等が追加されている。

11) 内国歳入法7874条(b).

・新たな外国親法人及び拡大関連グループ (Expanded Affiliated Group) が、その設立国において、その全世界の事業活動に比して、「実質的な事業活動 (substantial business activity)」を行っていないこと

また、上の要件で、米国企業の旧株主が、インバージョン後の新たな外国親法人の株式の60%以上80%未満を保有する場合には、外国法人への資産の譲渡益課税については、外国税額控除や純営業損失の利用を制限しており、いわゆる「出国税」が課されることとされている (60%テスト)¹²⁾。

この規定の結果、近年の第2のインバージョンの波では、2004年以前のインバージョンの形態と内容において大きく異なるものとなっている。

2004年以前のインバージョンでは、インバージョンによる移転先については、バミューダやケイマンといったカリブ海のタックス・ヘイブンであったが、新たな外国親法人の設立国における「実質的な事業活動」要件のため、こうしたタックス・ヘイブンを選ぶことは困難となっている。

移転先としては、「実質的な事業活動」が行われている国で、法人税率が低く、領土主義課税 (Territorial) を採用しているアイルランド、スイス等の欧州地域や加が代表例である。さらに、近年は、英国が、法人税率を引き下げ (現在23%、さらに2015年には20%へ引き下げ予定)、外国子会社配当免税制度への移行 (2009年) に加えて、パテント・ボックス制度の導入 (2013年) 等により、主要な移転先の1つとなっている。

「実質的な事業活動」要件については、内国歳入法7874条では、その内容が定義されていないため、2006年の暫定規則¹³⁾で、すべての事実と状況を考慮するという一般原則に加えて、設立国における従業員、資産、売上が、企業グループの10%というセーフ・ハーバーを定めた¹⁴⁾。

12) 内国歳入法7874条(a)

13) T. D. 9265, June 6, 2006.

14) セーフ・ハーバーは、その後の2009年の暫定規則により廃止されている。T. D. 9453, July 28, 2009.

論説 (本田)

その後、2012年の暫定規則¹⁵⁾では、「実質的な企業活動」の内容について、設立国におけるグループ従業員、グループ資産、グループ所得が25%という内容としている。この規則の制定理由については「実質的な企業活動」の判定基準の明確性とされているが、インバージョン抑止効果が期待されているものと思われる。

また、この「実質的な企業活動」要件によって、相手国にペーパー・カンパニーを設立して移転する方式(「naked inversion」又は「self-inversion」と呼ばれる。)は不可能となり、インバージョンとして実現可能な手法としては、外国企業との合併が唯一の手段となっている。

なお、企業グループ全体の支配権を維持するために、実際のインバージョン取引においては、米国企業に比較して、小規模な外国企業が合併法人に選ばれている。内国歳入法7874条の下では、合併相手となる外国企業は米国企業の4分の1まで小さい規模となることが可能である。このような状況を、南カリフォルニア大学のKleinbard教授は、「海外の小魚が米国のクジラを飲み込む(foreign minnow swallows the domestic whale.)」と呼んでいる¹⁶⁾。

ここで、注目されるのは、現在問題となっている第2のインバージョンの波では、60%テストが適用される保有割合のものであり、インバージョン対策としては、有効な歯止めとなっていない点である¹⁷⁾。また、実際のインバージョン取引で多く採用されている方法である、米国企業に比して事業規模が小さな外国企業が合併法人となる場合には、米国株主は株式の譲渡益課税の繰延べの適用を受けることはできない¹⁸⁾。

したがって、現在のインバージョン対策としては、80%テストが唯一の有効

15) T. D. 9592, July, 2012.

16) 前掲注7) Kleinbard, 1055.

17) 前掲注1) 米国財務省 Fact Sheet.

18) 財務省規則1.367(a)-3(c). 前掲注7) Kleinbard 参照.

な歯止めとなっている状況である。

(2) 第2のインバージョンの波の背景

内国歳入法7874条が制定されてから約10年を経て、米国企業はその80%テストを回避しつつ、第2のインバージョンの波と呼ばれるほどに再び活発にインバージョンを行っている。この現象の背景として、多くの識者が指摘しているのが、米国企業の海外子会社の保有する留保所得の利用と米国の課税ベースのアーニング・ストリップングである¹⁹⁾。

米国の現在の全世界課税制度の下では、米国株主が海外子会社から配当を受けた場合には米国での課税対象としている（間接外国税額控除の対象）²⁰⁾。配当以外の方法で、海外子会社の留保所得を米国に還流させた場合についても同様な課税を確保するため、内国歳入法956条は、海外子会社から米国株主へ貸付けを行った場合や株式を購入した場合等には、資金が還流されたものとして、サブパートF所得として米国株主に対して課税を行うことを規定している。

しかし、インバージョンを行うことにより、この取扱いを回避することが可能となる。内国歳入法956条は、海外子会社から米国株主への貸付け等には適用されるが、新たな外国親法人への貸付け等には適用されないためである。そのため、例えば、資金を有するタックス・ヘイブン子会社が、新たな外国親法人に融資等を行う場合には、米国株主を経由せずに、自社株買い、配当、米国資産への投資等と、実質的に米国株主に資金を還流することができるようになる²¹⁾。

インバージョンを行うことのもう1つのメリットとされている米国の課税ベースのアーニング・ストリップングについては、2004年のインバージョン

19) 前掲注7)の各論文参照。

20) 内国歳入法902条。

論説 (本田)

対策税制の立法過程でも論点の1つであった。結局、2004年のインバージョン対策税制には盛り込まれなかったものの、問題点については検討事項とされ、2007年の財務省報告書では、インバージョン後の企業グループによる利子の支払形態のアーニング・ストリップングの問題点が指摘されている²²⁾。

アーニング・ストリップングを防止する内国歳入法163条(j)の法人の調整所得の50%という控除限度額については、インバージョン後の企業グループにとっては、課税ベースの浸食という観点からは十分なメリットがあるとされ、限度額の引下げの必要性が多く指摘されている。

また、2015年予算教書では、インバージョン対策の一環として、グループの全体の純利子額の米国グループの割合に応じた利子控除限度額を設ける提案が行われている。内国歳入法163条(j)は、米国所得に比して過大な利子控除を制限するアプローチであるため、インバージョン後の企業による米国課税ベースのアーニング・ストリップングには十分に対応できないことが理由とされている。

3. 新たなインバージョン対策

新たなインバージョン対策として、Notice 2014-52で示された内容は、以下のとおりである²³⁾。

21) 内国歳入法956条の適用を回避するその他の方法については、上院のPermanent Subcommittee on Investigationsの公聴会(2012年9月20日)で、ヒューレット・パカードのケース・スタディで詳細に明らかにされている。United States Senate, Permanent Subcommittee on Investigations, Committee on Homeland Security and Governmental Affairs, EXHIBITS, hearing on Offshore Profit Shifting and the U. S. Tax Code, Sept. 20, 2012. <http://www.hsgac.senate.gov/subcommittees/investigations/hearings/offshore-profit-shifting-and-the-us-tax-code>, 川田剛「オフショアを利用した租税回避と対応策(米国上院PSIによる分析を中心に)」租税研究(2013年7月)参照。

22) Department of the Treasury, "Earnings Stripping, Transfer Pricing and U. S. Income Tax Treaties" (Nov. 2007), pp. 25-27.

(1) インバージョン取引についての規則²⁴⁾

内国歳入法7874条の規定する米国企業の旧株主の80%テストについて、これを回避する3つの手法が制限されて厳格化が図られている。

a) キャッシュ・ボックス (cash box)

新しく外国親法人となる法人に、現金や流動資産等の受動的資産を多く保有させて、インバージョン後の法人の資産を多く評価させる手法は、キャッシュ・ボックス (cash box) と呼ばれている。80%テストは、インバージョン後の法人全体の評価額について、米国株人が79%、外国株主が21%保有することでクリアされるが、新しく外国親法人となる法人が受動的資産を多く保有している場合には、この80%の基準を満たすことが容易になる。

このような場合には、80%テストの適用に当たっては、日常業務には用いられないような過大な受動的資産に帰せられる株式が除外されることとされている。

b) スキニー・ダウン (skinny-down)

インバージョンの直前に米国企業が旧株主に対して大きな現物配当等を行い、その評価額を引き下げる方法については、スキニー・ダウン (skinny-down) と呼ばれている。

このような方法に対処するため、合併等の前3年以内通常行われなような現物配当 (non-ordinary course distributions) については、80%テストの適用に当たっては除外されることとなる。

23) Kimberly S. Banchard, *Extensive New Anti-Inversion Rule Issued*, 145 Tax Notes 89 (Oct. 6, 2014)、Reuven S. Avi-Yonah, *A World Turned Upside Down: Reflection on the "New Wave" Inversion and Notice 2014-52*, 145 Tox Notes 95 (Oct. 6, 2014) 参照。

24) Section 2.

論説（本田）

c) スピンバージョン (spinversion)

米国企業が事業の一部を新設外国法人に移転するインバージョンを行い、その後、スピン・オフして株式を株主に分配することにより、米国企業の株式保有割合を低くすることを可能とする方法は、スピンバージョン (spinversion) と呼ばれている。

このような場合には、分配株式についても、80%テストの適用に当たっては考慮されることとなる。

(2) インバージョン後の租税回避の防止措置²⁵⁾

インバージョンが行われた後、米国に還流された場合には課税対象となる海外子会社の留保所得について、米国での課税回避防止規定を回避する3つの手法が制限されている。

a) 飛び石融資 (hopscotch loan) の制限

内国歳入法956条は、海外子会社の留保所得について、米国で課税対象となる配当以外の方法で米国資産へ投資した場合にも、米国株主は海外子会社から配当を受けたものとみなして、サブパートF所得として米国での課税対象とする規定である。

インバージョンが行われた後に、海外子会社が、米国親法人を経由せずに、新たな外国親法人に直接融資を行うことにより、内国歳入法956条の適用を回避する方法は、「飛び石融資 (hopscotch loan)」と呼ばれている。

インバージョンが行われた後、海外子会社が、新たな外国親法人へ貸付け等を行った場合には、その貸付け等を「米国資産」とみなして、米国親法人へのみなし配当課税を行うこととしている。

25) Section 3.

b) 支配変更 (de-controlling) の防止²⁶⁾

インバージョンが行われた後に、新たな外国親法人が、以前の米国親法人から海外子会社の株式を取得・支配する場合、新たな外国親法人は、米国での課税を発生させることなく、海外子会社の留保所得の利用が可能となる。このような海外子会社の支配が変更することにより、米国における課税の機会が喪失することを防止するために、インバージョン後に海外子会社の支配変更があった場合でも、一定の場合には、海外子会社の地位は継続することとしている。

c) 海外留保所得の課税の確保²⁷⁾

インバージョンが行われた後に、新たな外国親法人が、以前の米国親法人の株式と海外子会社の現金その他の資産の交換を行った場合には、米国での課税を発生させることなく、新たな外国親法人への配当とみなされ、海外子会社の留保所得の利用が可能となる。

内国歳入法304条(b)(5)(B)は、株式取得により生じた配当の50%を超える部分が米国での課税とならない場合には、海外子会社の留保所得は考慮されないとして、海外子会社の留保所得に対する米国の課税の機会の喪失を防止している。

この規定の適用上、50%の判断に当たっては、以前の米国親法人の留保所得を考慮せずに、海外子会社の留保所得のみで計算することとして、適用の厳格化を図ることとしている。

4. 国際課税制度の改革

インバージョン対策としては、7月の Lew 財務長官の書簡にも示されているように、政府は、当初は、税制改正によるインバージョン対策を目指していた。

26) 内国歳入法7701条(1)。

27) 内国歳入法304条(b)(5)(B)。

論説 (本田)

しかし、第一弾の対応として財務省規則による対応という行政アプローチが採用された背景には、現在の米国の国際課税制度の改革議論に係る状況が影響したものである。

現在、改正案としては、上院財政委員会及び下院歳入委員会からの提案、そして、オバマ大統領による改正案が提案されているが、その方向性の隔たりは依然として大きい。このような状況の中、政府としては、インバージョン対策の喫緊さを優先させて、財務省規則という行政アプローチによる対応を選択したものである。

(1) 国際課税制度の改正案

国際課税制度の主な改正案としては、2013年11月に公表された上院財政委員会のディスカッション・ドラフト (Baucus 提案)²⁸⁾、2014年2月に公表された下院歳入委員会のディスカッション・ドラフト (Camp 提案)²⁹⁾、そして、オバマ大統領の改正案としては、“The President’s Framework for Business Tax Reform (Feb. 2012)” に基本的な考えが示されている他、2015年度予算教書にも具体的な提案が含まれている。

各提案では、現行の全世界課税方式の下で生じる課税繰延べ (deferral) が、米国企業の海外移転や利益移転のインセンティブとなっているという問題意識は基本的には共有されているものの、その解決の方向性やアプローチについて

28) Chairman’s Staff Discussion Draft, Nov. 19, 2013, Joint Committee on Taxation, Technical Explanation of the Senate Committee on Finance Chairman’s Staff Discussion Draft of Provisions to Reform International Business Taxation, JCX-15-13, Tax Reform Act of 2014, Discussion Draft, Section-by-Section Summary. なお、ディスカッション・ドラフトは、提案当時の委員長 (Baucus 委員長 (D-Mont.)) の名前を付して、「Baucus 提案」と呼ばれている。

29) Discussion Draft, Feb. 21, 2014, Joint Committee on Taxation, Technical Explanation of the Tax Reform Act of 2014, A discussion Draft of the Chairman of the House Committee on Ways and Means to Reform the Internal Revenue Code: Title IV-Participation Exemption System for the Taxation of Foreign Income, JCX-15-14, February 26, 2014.

は異なっている。中でも、領土主義課税方式への移行については、国際課税制度の改革議論の大きな争点となっている。

米国での領土主義課税への移行議論は、我が国よりも早い時期から行われており³⁰⁾、平成21年度改正で導入された我が国の海外子会社配当益金不算入制度にも大きな影響を与えたが³¹⁾、米国では依然として賛否両論の状況である。

現在の主な改正案において、最も領土主義課税への移行に前向きと言えるのは Camp 提案であり、Baucus 提案では米国での課税対象となるインクルージョンの範囲の拡大と併せて資本参加免税 (participation exemption) を導入する内容となっている。

一方、オバマ大統領の改正案では、領土主義課税への移行については、企業活動や所得の海外移転、国外所得に係る税率引下げ競争 (race to the bottom in international tax rates) となることへの懸念を明らかにしている³²⁾。

(2) 資本参加免税の提案

資本参加免税制度を提案する Camp 提案と Baucus 提案のいずれについても、

30) 代表的な提案としては、Joint Committee on Taxation, "Options to Improve Tax Compliance and Reform Tax Expenditures", JCX-02-05, (Jan. 27, 2005); The President's Advisory Panel on Federal Tax Reform, "Simple, Fair, and Pro-Growth: Proposals to Fix America's Tax System", (Nov.2005); U. S. Department of the Treasury, "Approaches to Improve the Competitiveness of the U. S. Business Tax System for the 21st Century", (Dec. 20, 2007) 等がある。

31) 外国子会社配当益金不算入制度導入(平成21年度改正)の背景については、青山慶二「わが国企業の海外利益の資金還流について—海外子会社からの配当についての益金不算入制度—」租税研究(2008年12月)127頁以下に詳しい。青山慶二「米英における海外子会社配当の課税改革案について」筑波ロー・ジャーナル5号29頁(2009年3月)、同「外国子会社配当益金不算入制度の考察」筑波ロー・ジャーナル6号99頁(2009年9月)参照。

32) White House and the Department of the Treasury, "The President's Framework for Business Tax Reform", Feb. 22, 2012. Office of Management and Budget, Living Within Our Means and Investing in the Future, The president's Plan for Economic Growth and Deficit Reduction, September 2011.

論説 (本田)

課税ベースの浸食防止又は所得移転の防止に関する規定と併せて提案されている³³⁾。

a) Camp 提案

Camp 提案の資本参加免税は、米国株主が10%を保有する海外子会社配当の95%の免税を導入する内容となっている³⁴⁾。

併せて、無形資産の海外移転の防止を目的として、サブパート F 所得に「外国基地会社無形資産所得 (Foreign base company intangible income)」という新たなカテゴリーを設けて、サブパート F 所得を拡充するとともに、海外での無形資産の利用に係る所得について一定の控額除を適用して優遇する内容となっている³⁵⁾。「外国基地会社無形資産所得」については、海外子会社の総所得 (gross income) が、法人の事業資産の簿価の10%を超過する額と定義されている。

さらに、資本参加免税の導入に伴い、国外所得に対応する利子の費用控除を制限するために、企業グループ全体の負債・資本比率を適用した場合の負債の110%を超える負債に係る利子の控除制限が提案されている³⁶⁾。

b) Baucus 提案

Baucus 提案では資本参加免税の内容として、オプション Y と Z という2つのオプションを提案している³⁷⁾。

オプション Y では、米国株主が10%を保有する海外子会社配当の100%の免税の導入³⁸⁾と併せて、サブパート F 所得に、米国法人税率の80%を下回る税

33) 各提案の内容は、Joint Committee on Taxation, Technical Explanation を主に参照。

34) ディスカッション・ドラフト 4001 条。

35) ディスカッション・ドラフト 4211 条。

36) ディスカッション・ドラフト 4212 条。

37) ディスカッション・ドラフトでは、オプション Y と Z の数値にはブラケットが付されている。なお、野本誠「米上院財政委員会—国際課税制度改革に関する提案書」租税研究 (2014年5月) 参照。

負担の海外子会社の所得及び外国子会社の米国仕向け所得等の「米国関連所得 (U. S. related income)」という新たなカテゴリーを追加する内容となっている³⁸⁾。

サブパート F 所得に、米国法人税率の 80% を下回る税負担の海外子会社の所得を含めることにより、すべての国外所得について、最低でも米国法人税率の 80% での課税を確保することになる。

一方、オプション Z では、原則としてすべての海外子会社の所得を、サブパート F 所得としてインクルージョンするとともに、「能動的海外市場所得 (active foreign market income) というカテゴリーを設けて、米国法人税率の 60% で課税することとしている⁴⁰⁾。「能動的海外市場所得」については、海外子会社の従業員等が、米国外で経済的に重要な活動に、実質的に貢献した海外取引又は事業活動から生じる所得とされている。

新たなサブパート F 所得の定義により、海外子会社の課税繰延べを除去し、「能動的海外市場所得」に対して部分的な (40%) 免税を供与することになる。なお、オプション Z では、残余の所得がフル・インクルージョンされるという点が特色となっている。

(3) オバマ大統領の提案

“The President’s Framework for Business Tax Reform (Feb. 2012)” では、領土主義課税への移行について、企業や所得の海外移転等への懸念を示すとともに、現行税制の下で生じている課税繰延べによる弊害を除去するために、海外子会社の所得への低率課税を提案している。

また、2015 年度予算教書では、OECD で検討が進められている BEPS (税源浸食と利益移転) への対応策として、新たに以下の 6 つの提案を行っているの

38) オプション Y デイスクッション・ドラフト 1 条。

39) オプション Y デイスクッション・ドラフト 3-4 条。

40) オプション Z デイスクッション・ドラフト 1 条。

論説（本田）

が注目されるところである⁴¹⁾。

a) 金融報告グループのメンバーの過大支払利子の制限

インバージョン後の企業等、海外親法人の企業グループが米国企業グループに、過剰な融資等を行うことによる米国課税ベースのアーニング・ストリップングを防止するために、グループ全体の純利子額の米国グループの割合に応じた控除限度額を設ける。

b) デジタル財・サービス取引のサブパート F 所得の創設

低課税国へのデジタル財・サービスに係る所得移転を防止するために、「海外基地会社デジタル所得 (Foreign Base Company Digital Income)」という新しいサブパート F 所得のカテゴリーを創設する。

c) 製造サービスアレンジメントによる海外基地会社販売所得の回避防止

サブパート F 所得 1 つである、「海外基地会社販売所得 (Foreign Base Company Sales Income)」に、海外子会社の関連者がその海外子会社のために製造した資産に係る販売所得を含めるように、その範囲を拡大する。

d) 無国籍所得 (stateless income) を発生させるハイブリッド・アレンジメントの制限

米国の納税者が、利子又は使用料を支払った場合で、ハイブリッド・アレンジメントによって、相手国で所得として取り扱われない、又は他の国で費用として取り扱われている場合には、その支払いについての損金算入を否認する規定を設ける。

41) Parillo, Kristen A., Velarde, Andrew A., *Obama Budget's International Tax Provisions Reflect BEPS Concerns*. 2014 TNT 43-3 参照。

e) 無国籍所得を発生させるリバース・ハイブリッドを利用したサブパート F の例外適用の制限

米国と海外でのいずれでも課税とならないことを防止するため、米国納税者が保有する海外のリバース・ハイブリッド事業体に対して行われた支払で、海外で損金に算入されるものに対しては、「同一国の例外 (the same-country exception)」(内国歳入法 954 条(c)(3)) と「ルック・スルーの例外 (the look-through exception)」(内国歳入法 954 条(c)(6)) を適用しない。

f) 国内企業の海外移転の制限

米国企業のインバージョンを制限するために、内国歳入法 7874 条を以下のように改正する。

- ・ 株主保有割合の 80% テストを 50% テストに引き下げるとともに、60% テストを廃止する。
- ・ 株主の保有割合に関わらず、関連企業グループが米国内で実質的な事業活動を行うとともに海外親法人が主として米国で管理支配されている場合には、インバージョン取引として取り扱う。
- ・ 国内パートナーシップの資産の大部分又は貿易・事業上の資産の大部分のいずれかの取得が行われた場合には、インバージョン取引として取り扱う。

5. 考察

(1) 新たなインバージョン対策について

今回のインバージョン対策は、財務省規則という性格上、内国歳入法 7874 条(b)の規定する 80% テストの適用の厳格化と、インバージョン後の海外子会社の留保所得に係る租税回避防止規定のループホールを塞ぐという技術的な内容に限定されたものとなっている。当然のこととして、インバージョンを行うメリットの 1 つであるアーニング・ストリップングを防止する内国歳入法 163 条(j)における限度額の改正のような税制改正を必要とするような内容は含まれていない。

論説 (本田)

各項目では、財務長官への規則制定の委任規定を詳細に検討し、制定根拠を明示した内容となっており、規則で新たなインバージョン対策を講じることに對する訴訟等を意識したものと思われる。

また、Lew 財務長官が議会の関係者に送付した7月15日付け書簡では、本年5月に遡って適用することが示唆されていたが、今回の対策は、Notice の公表された日以降の適用とされている。2004年のインバージョン対策税制の創設時には、遡及して適用されていたのと対照的となっている。

今回のインバージョン対策は、第一弾のものとして位置付けられており、更なる対応の可能性が示唆されているが、税制改正を要するものを中心に今後の課題として位置付けられるものと思われる。主な内容としては、以下の項目が候補となる可能性が考えられる。

a) アーニング・ストリップング対策

インバージョンの主要なメリットの1つとして指摘されているアーニング・ストリップングへの対策としては、2007年の財務省報告書でも、内国歳入法163条(j)の規定する負債・資本割合のセーフ・ハーバーの廃止と50%の25%等への引下げが示唆されており、インバージョン対策としては、対策項目として組上に上るものと思われる。

また、2015年予算教書では、企業グループ全体の純利子額の米国グループの割合に応じて利子控除を制限する提案が行われており、インバージョン後の米国の課税ベースのアーニング・ストリップングの防止の提案も選択肢の1つとなろう。

b) インバージョン対策

2015年予算教書では、米国企業のインバージョンを一層制限するために、内国歳入法7874条の規定する米国企業の旧株主の80%保有割合の50%への引下げと60%テストの廃止が提案されている。

また、保有割合に関わらず、外国親法人を含む企業グループが米国内で実質的な活動を行い、外国企業が米国で管理支配されている場合についても、インバージョン取引とする提案が行われている。インバージョン後の企業について、管理支配地主義的なアプローチを取り入れて居住性の判断を可能とする提案と考えられる。

c) 過少資本税制（内国歳入法385条）

内国歳入法385条は、関連者からの過大な負債を資本と認定して、支払利息を配当とみなす規定であるが、その具体的な認定基準については財務省規則では定められていない。そのため、ハーバード大学のShay教授は、インバージョンが行われた後のアーニング・ストリップピングの防止のために、この規定を活用して、関連者からの過大な負債の基準を財務省規則で定めることを提案している⁴²⁾。

(2) 我が国への示唆等

a) インバージョン対策税制

我が国のインバージョン対策税制は、平成19年度改正において、合併対価等の柔軟化に対応して、クロスボーダー企業組織再編に伴う租税回避防止規定として導入されたものである⁴³⁾。

2段階の構成となっており、事前の防止策として、一定の組織再編行為について再編時に株主・法人段階の譲渡損益を認識する⁴⁴⁾とともに、事後の対策として、一定の組織形態において外国親法人の所得を株主である内国法人等に

42) 前掲注7) Shay, pp. 474-476.

43) 山崎昇「コーポレート・インバージョン（外国親会社の設立）と国際税務」税大論叢54号（平成19年）、松田直樹「法人資産等の国外移転への対応—欧米のコーポレート・インバージョン対策税制及び出国税等が包含する示唆—」税大論叢67号（平成22年）、太田洋「インバージョン対応税制のあり方とその未来」金子宏編『租税法の発展』（有斐閣・平成22年）参照。

44) 租税特別措置法68条の2の3、68条の3等。

論説 (本田)

合算するものである⁴⁵⁾。

事後の対策である、特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の課税の特例（インバージョン対策合算税制）は、所得合算というアプローチであるのに対して、内国歳入法7874条は、課税管轄権の拡大アプローチとして位置付けられる。

立案担当者によると、我が国のインバージョン対策税制は、会社法で新たに可能となる組織再編によって生じる問題、特に濫用的な組織再編成に焦点を絞ることが、制度設計上の視点として説明されている⁴⁶⁾。また、インバージョン対策合算税制における持株要件である80%については、株主が依然として内国法人を手放していない水準として、共同事業を営むための合併の要件の1つである被合併法人の株主の継続保有要件を参考したものとされているが⁴⁷⁾、米国の内国歳入法7874条(b)の規定する80%テストも考慮に入れて設定されたものと推察される。

我が国の課税訴訟等において明らかにされるタックス・プランニングの経緯を見ると、米国のプランニングに端を発するものが多く、米国における第2のインバージョンの波は、我が国にとって貴重な経験を提供するものと思われる。

特に、米国における第2のインバージョンの波では、株主・法人いずれの段階での譲渡益課税も有効な歯止めになっておらず、インバージョン対策としては、80%テストが唯一の有効な歯止めとなっている点は、同じく80%の持株水準を定める我が国のインバージョン対策合算税制においても参考とすべき点であろう。

また、米国企業がインバージョンを行う目的の1つは、インバージョン後に

45) 租税当別措置法66条の9の2。

46) 緒方健太郎「クロスボーダーの組織再編成に係る税制改正（インバージョン対策等）について」ファイナンス501号（2007年8月）。

47) 平成19年度税制改正の解説、567頁、財務省ホームページ。

米国課税ベースのアーニング・ストリップングであることが認識されている点も貴重な示唆と思われる。我が国のインバージョン対策税制の立案当時、インバージョンの問題は、「将来の租税回避の仕込み」と認識されていたが⁴⁸⁾、まさに米国課税ベースのアーニング・ストリップングが米国では現実の問題として認識されている。そして、米国企業がインバージョンした後のアーニング・ストリップングに対処するために、内国歳入法163条(i)の規定の強化や過少資本税制の活用が検討されていることは有益な示唆となるものと思われる。

さらに、インバージョン対策として、管理支配地主義アプローチが提案されていることも注目に値する。我が国のこれまでの管理支配地主義に関する論調は、やや消極的な見解⁴⁹⁾と理解されるが、インバージョンは、「内国法人」と「外国法人」の課税関係の相違に着目した裁定取引（タックス・アービトラージ）と見ることも可能であり、その対策アプローチとしての検討の価値は十分あるものと考えられる。

b) 国際課税制度の改革議論

現行の全世界課税方式の下で生じる課税繰延べが、米国企業の海外移転や利益移転のインセンティブとなっているという問題意識の下、その是正のための手法として、資本参加免税の導入、サブパートF所得を活用したインクルージョン、海外子会社の所得への低税率での課税等の斬新なアプローチが提案されており、ダイナミックな改革議論の状況と言える。

48) 前掲注46) 緒方、50頁。

49) 例えば、税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」(平成12年7月)345頁は、「国際的に見ても管理支配地主義を採用している国の数が減少しており、また、タックス・ハイブンにあるペーパー・カンパニーを利用した租税回避行為については既に必要な対策が講じられているため、現在では管理支配地主義を検討する必要性は少なくなっていると考えられます。ただ、今後…法人格を有しない様々な事業体を念頭において法人課税の対象についての認識ルールにつき検討する場合に、そのような事業体に関して管理支配地主義を導入すべきかどうかについて検討する必要があることも考えられます。」としている。(省略は筆者)

論説（本田）

特に、資本参加免税の移行の提案については、同制度に内在する海外への所得移転等への懸念から、その防止規定に関する提案も併せて行われており、関連する制度の全体的な検討が行われている点が特色であろう。

我が国においては、平成21年度に外国子会社配当益金不算入制度が導入⁵⁰⁾された後、平成22年度改正で資産性所得が外国子会社合算税制の適用対象として追加され⁵¹⁾、24年度改正で過大支払利子税制⁵²⁾が導入される等、所得移転や課税ベース浸食の防止規定が順次講じられてきている。各制度が導入された年度が異なることもあり、制度相互の関連性や所得移転・課税ベース浸食の防止等への有効性等については、関連する制度全体の考察によって検証する必要があるものとする。

また、Subpart F 所得を柔軟に活用して、海外子会社の所得を米国での課税対象としてインクルージョンするアプローチは、課税繰延べ防止という本来の機能を超えて、国外所得についての米国における課税範囲を画定するという国際租税政策の基本的な機能を担うものと言いうことができる。我が国においても、外国子会社配当益金不算入制度の下で、外国子会社合算税制の趣旨・目的や機能についての新たな視点を示唆するものではないかと考えられる⁵³⁾。

さらに、このような関連制度の全体的な考察や検討を可能とするのが、ディスカッション・ドラフトの方式であろう。近年の主要国の税制改革をはじめ、OECDでのBEPSプロジェクトにおいても、ディスカッション・ドラフトを

50) 渡辺徹也「外国子会社配当益金不算入制度の意義と効果—資金還流税制といえるか—」租税法研究第40号（租税法学会・2012年）、増井良啓「外国子会社配当の益金不算入制度は何のためにあるか」【租税の複合法的構成 村井正先生喜寿記念論文集】（清文社・平成24年）参照。

51) 租税特別措置法66条の6④。

52) 租税特別措置法66条の5の2。

53) なお、内国歳入法7874条が規定している新たな外国親法人等の設立国における「実質的な事業活動」要件について、従業員、資産、売上という外形的基準によって判断されている点は、我が国の最近の外国子会社合算税制を巡る課税訴訟の多くが適用除外基準に関するものであることに鑑みると、適用除外基準の1つの代替可能なアプローチとしての示唆となるのではないかと考えられる。

通じて広くインプットを求める方式はもはや主流となっており、我が国の国際租税制度のポリシー形成においても、参考とすべき時期に来ているのではないかと思われる。

6. おわりに

「内国法人」がインバージョンを行い「外国法人」となる結果、国外源泉所得はそもそも課税ベースから抜け落ち、国内源泉所得もアーニング・ストリップングのリスクに直面する等、課税関係は大きく影響を受けることになる。インバージョンの究極のメリットとしては、こうした課税関係の差異を通じて、いずれの国でも課税されない、いわゆる無国籍所得を創出することが可能になることであり、現在の BEPS プロジェクトにもつながる問題である。

したがって、今回、米国政府が財務省規則の制定により、米国企業のコーポレート・インバージョンを抑制する方針を示したことは、米国の BEPS プロジェクトへの積極姿勢について改めて示したものと言えるであろう。

OECD では、タックス・ヘイブンの問題への対抗として、1996年から「租税競争プロジェクト」を開始し、1998年4月に報告書として、「有害な税制：新たに生じる国際問題 (Harmful Tax Competition : An Emerging Global Issue)」を作成し、積極的な取組みを進めてきた。しかし、2001年に成立した米国のブッシュ政権は、米国としての当プロジェクトへの取組み姿勢を大幅にトーンダウンさせて、結局、OECD としてもそれに伴い、路線変更を余儀なくされた経緯がある⁵⁴⁾。

BEPS プロジェクトの議論の行方については、ビジネス界から慎重な意見が既に示されているところであり、過去の「租税競争プロジェクト」とは単純には比較はできないものの、今後の方向性は未だ流動的と思われる⁵⁵⁾。

54) 本庄資「国際課税における重要な課税原則の再検討 (第3回) 居住ベース課税原則と源泉ベース課税原則の再検討」、租税研究 (2013年7月) 参照。

55) Mindy Herzfeld, *Political Reality Catches Up With BEPS*, 2014 WTD 22-2 (Feb. 3, 2014) 参照。

論説 (本田)

今回のインバージョン対策は、第一弾のものとして位置付けられており、更なる対応の可能性が示唆されている。米国の今後のインバージョン対策への姿勢は、BEPSプロジェクトへの米国の対応姿勢を確認する意味でも、今後も注目に値するものと思われる。

[参考文献]

文中に引用した文献の他に以下を参照。

Daniel Shaviro, *Fixing U. S. International Taxation*, Oxford University Press, 2014.

Charles Gustafson, Robert Peroni & Richard Pugh, *Taxation of International Transactions*, Fourth Edition, West.

Yariv Brauner, *WHAT THE BEPS?*, 16 Fla. Tax Rev. 55 (2014).

居波邦泰「国際的な課税権の確保と税源浸食への対応 国際的二重非課税に係る国際課税原則の再考」(中央経済社・平成26年)

岡村忠生・岩谷博紀「国外移転に関する実現アプローチと管轄アプローチ—インバージョン (inversion)、取引を中心に」岡村忠生編「新しい法人税法」(有斐閣・平成19年)

金子宏「租税法」[第19版] (弘文堂・2014年)

藤本哲也「国際租税法」(中央経済社・平成17年)

本庄資・田井良夫・田口博久「国際租税法—概論—」(大蔵財務協会・平成24年)

(ほんだ みつひろ・筑波大学大学院ビジネス科学研究科企業法学専攻教授)